

大磯町防災会議条例及び大磯町災害対策本部条例の一部を改正する条例

(大磯町防災会議条例の一部改正)

第1条 大磯町防災会議条例（昭和38年大磯町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて大磯町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条第3号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中「の各号」を削り、同項第3号中「神奈川県警察官」を「神奈川県警察の警察官」に改め、同項第6号中「消防団長」を「消防長及び消防団長」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

第3条第7項中「第5項第7号及び第8号」を「第5項第7号から第9号まで」に改める。

(大磯町災害対策本部条例の一部改正)

第2条 大磯町災害対策本部条例（昭和38年大磯町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改め、「大磯町災害対策本部」の次に「(以下「災害対策本部」という。)」を加える。

第2条の見出しを「(災害対策本部長等の職務)」に改め、同条第1項中「災害対策本部長」の次に「(以下「本部長」という。)」を加え、「所部の職員」を「、災害対策本部員(以下「本部員」という。)及びその他の職員」に改め、同条第2項中「災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長」を「災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長」に改め、同条第3項中「災害対策本部員」を「本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改める。

第3条第1項中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第2項及び第3項中「災害対策本部員」を「本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改める。

第4条中「災害対策本部長」を「本部長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成24年9月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄